

# 法律知識 No.66



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

今度、ハワイに旅行したいと考えています。シンガポールなどは法律が厳しく日本と異なった法規制に注意しないといけないことで有名ですが、ハワイにも注意すべき法律はありますか。



A

基本的には、日本の常識と大きく異なる規制は無いのですが、日本の常識が通用しないところもあります。意識しないと違反してしまいそうなものについて説明します。

**【飲酒】** アメリカ合衆国では、飲酒は21歳からとなっており、ハワイ州でもそれは変わりません。また、**公園やビーチ、路上などの公共の場所での飲酒は禁止**されています。さらに、酒類を購入する際の年齢確認は、日本よりも厳格で、購入する際にパスポートなどの身分証明書を確認されます。

**【喫煙】** アメリカ合衆国の多くの州では、喫煙は18歳から可能ですが、ハワイ州では喫煙は21歳からとなります。**公共の場所で喫煙できず、屋外でもレストランなどの入り口から20フィート（約6メートル）での喫煙が禁止**されており、日本よりも厳格です。また、酒類の購入と同様に、身分証明書を所持していた方が良いでしょう。

**【交通】** ハワイでは、横断歩道がない道路を横切るとは禁止されており、違反すると罰金が科されます。また、**ホノルル市では、道路を横断中にスマートフォンなどの電子機器を見ると罰金が科される**ことになっています。

**【ウミガメ】** ハワイは、アオウミガメが頻繁に上陸する地域であり、ビーチでウミガメに遭遇するかもしれませんが、**ウミガメは、絶滅危惧種に指定されており、接触が禁止**されています。違反には、罰金などが科されます。10フィート（約3メートル）以上距離を取ることが推奨されており、遭遇しても距離を取るようによしてください。

**【子供の保護】** ハワイでは、12歳以下の子供を13歳以上の保護者無しで放置して危険にさらすことが禁止されています。**ショッピングセンターなどで短時間子供を1人にしただけでも、警察に通報される**ようですし、**数十分間子供をホテルのロビーなどに1人にしていたことで警察に逮捕された事例**もあるようです。ハワイでは、どのような場合でも、12歳以下の子供を1人にしない方が良いでしょう。

各出張所で法律相談会を  
開催しています  
(各回ともに13:00~16:00)

開催日

- 福島出張所 8月1日、9月5日
- いわき出張所 8月8日、9月12日
- 二本松出張所 8月15日、9月20日

ここからは広告です。

